

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和7年9月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

1番、佐々木 大作議員及び2番、山崎 充議員を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（小松則明議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月10日までの14日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月10日までの14日間と決定いたしました。

---

日程第 3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明議員） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので御覧願います。

次に、本日まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので御報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

町長、御登壇願います。町長。

○町長（平野公三） [報告書のとおり]

- 日程第 4 報告第 10 号 「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告について
- 日程第 5 報告第 11 号 健全化判断比率の状況の報告について
- 日程第 6 議案第 42 号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めること  
について
- 日程第 7 議案第 43 号 大槌町行政手続における特定の個人を識別するための番号  
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特  
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第 8 議案第 44 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第 9 議案第 45 号 大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一  
部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 46 号 災害の記憶を風化させない事業基金条例の一部を改正す  
る条例について
- 日程第 11 議案第 47 号 大槌町議会議員及び大槌町長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 48 号 訴えの提起について
- 日程第 13 議案第 49 号 訴えの提起について
- 日程第 14 議案第 50 号 町道の路線変更について
- 日程第 15 議案第 51 号 令和 7 年度大槌町一般会計補正予算（第 3 号）を定める  
ことについて
- 日程第 16 議案第 52 号 令和 7 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1  
号）を定めることについて
- 日程第 17 議案第 53 号 令和 7 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
を定めることについて
- 日程第 18 議案第 54 号 令和 7 年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
1 号）を定めることについて
- 日程第 19 認定第 1 号 令和 6 年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 2 号 令和 6 年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第2 1 認定第 3号 令和6年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第2 2 認定第 4号 令和6年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
の認定について

日程第2 3 認定第 5号 令和6年度大槌町水道事業会計決算の認定について

日程第2 4 認定第 6号 令和6年度大槌町下水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明議員） 日程第4、報告第10号「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告についてから、日程第24、認定第6号令和6年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてまで、21件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。議案第42号については町長、それ以外については総務課長から説明を求めます。町長。

○町長（平野公三） 本定例会におきまして、1件の人事案件を提出いたします。

議案第42号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、東梅広美委員が本年9月30日で任期満了となることから、新たに木村里美氏を委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。委員の任期は本年10月1日から令和11年9月30日までの4年間であります。

なお、略歴については別紙のとおりであり、人格、見識とも優れ、適格者と考えております。

以上よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（小松則明議員） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳） 本定例会における報告2件、議案13件、認定6件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第10号「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告については、国の防災基本計画の修正及び岩手県地域防災計画との整合を図るため、大槌町地域防災計画を修正したことから報告するものです。

報告第11号健全化判断比率の状況の報告については、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を報告するものであります。

議案第43号大槌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、地方公共団体情報システム標準化基本方針により、基幹業務システムを標準化基準に適合する地方公共団体情報システムへ移行することに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第44号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第45号大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行により、国及び県の例に準じて、職員から妊娠または出産等についての申出があった場合において、任命権者が講じなければならない措置を定める等、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第46号災害の記憶を風化させない事業基金条例の一部を改正する条例については、当該条例による基金の設置目的の一つである鎮魂の森公園造成が完了し、令和7年8月5日に供用開始したことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第47号大槌町議会議員及び大槌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第48号及び議案第49号の訴えの提起については、町営住宅の単身入居者が死亡し、相続人が不存在であることから、町営住宅の明渡しについて手続を進めるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号町道の路線変更については、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道の路線変更について議会の議決を求めるものであります。

議案第51号から議案第54号までは、各会計の補正予算であります。

議案第51号令和7年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについては、今年度の人事異動に伴う人件費の調整、子どものための教育・保育給付費返還金等の計上に伴う増額補正であり、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,401万9,000円を追加し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ107億4,613万9,000円とするものであります。

議案第52号令和7年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、市町村事務処理標準システム標準化業務委託料、県支出金過年度返還金計上に伴う補正であり、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ61万2,000円を追加し、歳入歳出総額を、歳入歳出それぞれ13億4,029万8,000円とするものであります。

議案第53号令和7年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、介護給付費準備基金積立金、国庫支出金等、過年度分返還金等の計上に伴う補正であり、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ3,439万5,000円を追加し、歳入歳出総額を、歳入歳出それぞれ15億2,870万4,000円とするものであります。

議案第54号令和7年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、後期高齢者医療システム改修委託料、後期高齢者医療広域連合納付金の計上に伴う補正であり、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ300万8,000円を追加し、歳入歳出総額を、歳入歳出それぞれ1億6,452万6,000円とするものであります。

認定第1号から認定第6号までについては、令和6年度各会計の決算の認定についてであります。

令和6年度大槌町歳入歳出決算書1ページをお開きください。

認定第1号令和6年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算現額127億7,578万5,600円に対し、収入済額125億8,429万1,089円、支出済額119億279万6,119円であります。歳入歳出差引額は6億8,149万4,970円で、繰越明許費等に充当する財源2億4,774万7,000円を差し引いた実質収支額は4億3,374万7,970円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第2号令和6年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額16億7,705万円に対し、収入済額16億2,529万9,903円、支出済額15億2,488万7,941円であります。歳入歳出差引額は1億41万1,962円であり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第3号令和6年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額15億6,896万1,000円に対し、収入済額15億6,954万6,453円、支出済額15億3,748万4,115円であります。歳入歳出差引額は3,206万2,338円となり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第4号令和6年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額1億5,615万7,000円に対し、収入済額1億5,632万319円、支出済額1億5,595

万1,362円であります。歳入歳出差引額は36万8,957円となり、翌年度に繰り越すものであります。

一般会計、特別会計の総合計は、予算現額161億7,795万3,600円に対し、収入済額159億3,545万7,764円、支出済額151億2,111万9,537円であります。歳入歳出差引額は8億1,433万8,227円であり、翌年度へ繰越すべき財源2億4,774万7,000円を差し引いた4会計合計の実質収支額は、5億6,659万1,227円であります。

次に、認定第5号令和6年度大槌町水道事業会計決算の認定についてであります。大槌町水道事業会計決算書1ページをお開きください。

「収益的収入及び支出」における収入については、決算額2億9,857万7,966円であり、支出については、決算額3億661万3,150円であります。

次ページをお願いします。

「資本的収入及び支出」における収入については、決算額9,274万9,315円あります。支出については、決算額2億682万1,697円あります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,407万2,382円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額905万2,625円及び過年度分損益勘定留保資金1億501万9,757円で補填しております。

次に、認定第6号令和6年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてであります。大槌町下水道事業決算書1ページをお開きください。

「収益的収入及び支出」、収入です。

第1款公共下水道事業収益については、決算額6億9,059万5,208円あります。

第2款漁業集落排水処理事業収益については、決算額1億7,688万8,986円あります。

次ページをお願いします。

支出です。

第1款公共下水道事業費用、決算額7億771万4,621円あります。

第2款漁業集落排水処理事業費用は、決算額1億7,689万453円あります。

3ページをお願いします。

「資本的収入及び支出」、収入です。

第1款公共下水道事業資本的収入については、決算額4億7,164万8,272円あります。

第2款漁業集落排水処理事業資本的収入については、決算額5,804万9,719円あります。

4ページをお願いします。

支出です。

第1款公共下水道事業資本的支出については、決算額5億4,704万2,365円であります。

第2款漁業集落排水処理事業資本的支出については、決算額8,674万9,289円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億409万3,663円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,751万5,300円及び過年度分損益勘定留保資金8,657万8,363円で補填しております。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明議員） 以上をもって、当局からの説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。

後日設置予定の決算特別委員会において決算審査が行われますが、限られた日程でありスムーズな議事進行とするため、決算審査に必要な資料を事前に当局にお願いすることが議会運営委員会において調整されましたので、皆様から資料請求を受けたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明議員） 御異議ありませんのでそのようにいたします。

それでは、9月1日月曜日の午後5時までに、必要な資料名を議会事務局へ申し出てください。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日29日から9月1日までは議案思考のため休会とし、2日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日は、御苦勞さまでございました。

散 会 午前10時44分

